

栗東歴史民俗博物館施設の貸出について

栗東歴史民俗博物館では、博物館運営に支障のない範囲において、会議、講座、講演会、コンサート、展示会などに利用できる施設の貸出をおこない、施設の有効活用を図っています。

平成24年4月からは、それまでご利用いただけなかった展示室についても新たに貸出を行います。

また、施設の使用料は、平成24年3月31日までの貸出については、研修室の貸出時のみ使用料をご負担いただきます。それ以外の施設については、平成24年4月1日以降の貸出から、別表料金表のとおり使用料をご負担いただきます。

(貸出施設及び使用料)

開館日・開館時間内において、別表1・2の料金表のとおりご利用いただけます。

なお、使用時間には準備・片付けの時間も含まれます。

また、「かまど」を使用される場合は、移築民家旧中島家住宅使用料とは別に使用料を負担いただくことになります。

ただし、規則で定める場合にあっては、使用料の全部又は一部を免除することができます。

別表1

室名\使用時間	午前	午後	全日
	9:30～12:00	13:00～17:00	9:30～17:00
研修室	3,000円	4,000円	6,000円
第1展示室			14,600円
第2展示室			7,300円
屋外展示場	1時間につき700円		

備考

- 1 冷房設備を使用した場合は冷房料として使用料に 5 割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として使用料に 5 割を加算した額とする。
- 2 使用者が市外居住者の場合は、使用料に 10 割を加算した額とする。
- 3 使用者が民間事業者の場合は、使用料に 10 割を加算した額とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、使用料に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 入場料等の最高額が、1,000 円を超えるとき 5 割
 - (2) 入場料等の最高額が、1,000 円以下のとき 3 割

別表2

区 分	使 用 料
移築民家旧中島家住宅	1 時間につき 700 円
かまど	3,000 円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 使用時間帯は午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。2 使用者が市外居住者の場合は、使用料に 10 割を加算した額とする。3 使用者が民間事業者の場合は、使用料に 10 割を加算した額とする。4 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、使用料に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。<ol style="list-style-type: none">(1) 入場料等の最高額が、1,000 円を超えるとき 5 割(2) 入場料等の最高額が、1,000 円以下のとき 3 割 <p>当建物は、幕末から明治初年(推定)に、現栗東市霊仙寺に創建された農家住宅を、昭和 61 年 2 月に解体、平成 5 年度に解体材と新補材により博物館敷地内に創建当初の型式に移築復原したもので、平成 19 年 10 月には国の登録有形文化財に指定されています。</p>	

(使用の申込み)

- 1 第1・2展示室及び研修室ならびに屋外展示場使用の申込みは、「施設使用許可申請書」(規則第14条・様式第2号)を提出してください。なお、第1・2展示室の使用については、申請書に企画書を添付して次の表に定める期間の区分に応じて提出してください。また、展示室の使用は、歴史、美術等に関する展覧会以外での使用はご遠慮願います。

平成24年度(毎年度調整により決定します)

使用しようとする日の属する期間	申請締切日
7月28日から9月2日	4月29日
12月15日から2月17日	9月30日

- 2 移築民家旧中島家住宅及びかまどの使用の申込みは、博物館資料の特別利用の扱いとなりますので「特別利用許可申請書」(規則第21条・様式第5号)を提出してください。
- 3 申込書は博物館の備え付けの他、ホームページより印刷してご利用いただけます。

(使用料の納付)

- 1 使用料は、使用日当日にお支払いください。ただし、第1・2展示室の使用料は、使用の許可の際にお支払いください。
- 2 第1・2展示室の使用料には、空調費が含まれています。

(使用の取り消し)

- 1 使用の取り消しは、速やかに届けてください。

(その他)

- 1 使用申し込みが重複した場合は、抽選により決定します。
- 2 展示会期間中は会場責任者(指名及び連絡先をあらかじめ報告)を置き、展示資料の管理にあってください。
- 3 使用当日の「かまど」の管理は、博物館担当者が行ないます。
- 3 移築民家旧中島家住宅を除く室内における飲食・生花の持ち込みならびに火気・水・土の使用は禁止しています。また、大音量を発する機器・楽器の利用等の使用はご遠慮願います。
- 4 全館は禁煙です
- 5 物品販売等の営利行為はできません。

- 6 施設・備品の破損等があった場合速やかに職員にご連絡ください。(破損の状況により、実費をご負担頂くこともあります。)
- 7 当日実施する事業に関してのポスター等の掲示が必要な時は、お申し出ください。
- 8 利用終了後は、当日の入館者数を報告してください。
- 9 使用後のゴミはお持ち帰りください。